

秋田県公安委員会公告

令和7年度運転免許関係業務委託に係る公安委員会認定審査の実施

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び第108条の2第3項の規定による令和6年度の運転免許関係事務委託及び講習業務委託に関し、同法施行規則第31条の4の2及び第38条の3の規定する「公安委員会が認めるもの」として認定をする際の審査基準等について、次のとおり公告する。

令和7年1月20日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏



1 委託業務の内容

(1) 法第108条第1項関係

ア 運転免許事務補助業務

イ 仮運転免許試験業務

(2) 法第108条の2第1項第3号、第11号及び第13号関係

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習業務

(3) 法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号関係

取得時講習業務

(4) 法第108条の2第1項第6号関係

原付講習業務

(5) 法第108条の2第1項第9号関係

指定自動車教習所職員法定講習業務

2 委託予定期間

(1) 上記1(1)、(2)、(3)及び(4)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 上記1(5)

令和7年6月2日から令和7年12月26日まで

3 委託場所

秋田県公安委員会が指定する場所

4 認定の要件

- (1) 役員（業務執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 精神の機能の障害により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (2) 委託業務に必要な人員、施設及び設備を備え、委託日時、場所に配置し、人員に急な欠員、欠勤、設備等に故障が生じた場合、その補填が確実にできるなど委託業務の継続的な処理が確保できる適切な組織体制が整備されていること
- (3) 秋田県内に事務所を有すること
- (4) 業務遂行能力、経営の健全化が確保されていること
- (5) 法第108条第2項、法第108条の2第4項及び秋田県個人情報保護条例第13条の2に規定する個人情報の保護のため必要な措置、漏洩防止等の適切な管理ができること

5 認定申請書に必要な添付書類

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- (4) 役員（監査役含む）全員の戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し
- (5) 委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）
- (6) 本県に事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し等）
- (7) 営業概要書
- (8) 委託業務を行うのに必要な調達資機材一覧表
- (9) 誓約書
- (10) 直近の納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
- (11) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書）

ただし、令和6年度の業務委託契約において、認定を受けている法人にあっては、(1)から(8)までの添付を要しない。

6 申請手続

- (1) 申請書等の配布期間

原則として、令和7年1月20日(月)から令和7年2月10日(月)までの間に秋田県警察ホームページ (<https://www.police.pref.akita.lg.jp/menkyo/other>) からダウンロードすること。

やむを得ず、窓口配布を希望する場合(1)の期間の土・日曜日、休日を除く午前8時30分から午後5時までの間に(3)の場所に問合せの上、入手すること。

(2) 受付期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月10日(月)まで(土・日曜日、休日を除く。)の、午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出及び問合せ先

住所 〒010-1606 秋田市新屋寿町5番1号

秋田県警察本部交通部運転免許センター庶務係

電話番号 018-863-1111 内線(735-212、215)

※ 書類の持参又は郵送等により申請すること。